

**(c) 貯蔵設備を設ける区域**

- 薬局及び店舗販売業の店舗の構造設備に係る基準として、「医薬品の貯蔵設備を設ける区域が、他の区域から明確に区別されていること」が規定されている。また、薬局開設者及び店舗販売業者が講じなければならない措置として、「医薬品の貯蔵設備を設ける区域に立ち入ることができる者の特定」が規定されている。



例えば、外部の人が立ち入る場合には、入退室の際に記録簿をつけます。監視カメラの設置までは求められていません。

**8 その他の遵守事項等**

- 従事者の表示（名札、白衣等）  
医薬品の販売等に従事する薬剤師、登録販売者又は一般従事者であることが容易に判別できるよう勤務する者に名札を付けさせること、その他必要な措置を講じなければならない。

※登録販売者の名札

- ・過去5年間のうち2年以上（従事期間が月単位で計算して、1カ月に80時間以上従事した月が24月以上、又は、従事期間が通算して2年以上あり、かつ、過去5年間に於いて合計1,920時間以上）の実務・業務経験あり：登録販売者
- ・過去5年間のうち1年以上（従事期間が月単位で計算して、1カ月に160時間以上従事した月が12月以上、又は、従事期間が通算して1年以上あり、かつ、過去5年間に於いて合計1,920時間以上）の実務・業務経験があり、法に基づいて毎年度受講する必要がある研修に加えて、店舗又は区域の管理及び法令遵守に関する追加的な研修を修了している：登録販売者
- ・上記以外の登録販売者：登録販売者（研修中）



ただし、従事期間が通算して1年以上で、かつ、過去に店舗管理者等として業務に従事した経験がある場合は適用されません。  
登録販売者（研修中）については、薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に業務に従事しなければなりません。

- 一般用医薬品のうち、濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定するものを販売又は授与するときは、以下の方法により行わなければならない。

①薬剤師又は登録販売者に、次に掲げる事項を確認させる。

- (i) 購入者が若年者である場合、購入者の氏名及び年齢（書面で記録する必要はない）
- (ii) 購入者・使用者の、他の薬局・店舗での濫用等のおそれのある医薬品の購入状況
- (iii) 適正使用のために必要と認められる数量を超えて当該医薬品を購入しようとする

る場合は、その理由

- (iv) その他、当該医薬品の適正な使用を目的とする購入又は譲受けであることを確認するために必要な事項



若年者とは、高校生、中学生等のことをいいます。

- ②薬剤師又は登録販売者に、①の規定により確認した事項を勸案し、適正な使用のため必要と認められる数量に限り、販売し、又は授与させる。

- 濫用等のおそれのある成分

- ・エフェドリン
- ・**コデイン**
- ・**ジヒドロコデイン**
- ・プロモバレリル尿素
- ・プソイドエフェドリン
- ・**メチルエフェドリン**

「エコなブロー」で覚えよう。



- ・エ⇒ エフェドリン (3種類)
- ・コ⇒ コデイン類 (2種類)
- ・プロ⇒ プロモバレリル尿素

- 医薬品の直接の容器又は直接の被包に表示された使用の期限を超過した医薬品を、正当な理由なく、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列し、又は広告してはならない。
- 医薬品を競売に付してはならない（オークション形式での販売禁止）。
- 医薬品について広告するときは、当該医薬品の購入者・使用者による当該医薬品に関する意見その他医薬品の使用が不適正なものとなるおそれのある事項を表示してはならない（レビュー、口コミ掲載の禁止）。
- 医薬品の購入履歴、ホームページの利用の履歴等の情報に基づき、自動的に特定の医薬品の購入を勧誘する方法等の医薬品の使用が不適正なものとなるおそれのある方法により医薬品を広告してはならない（興味関心連動型広告、インタレストベース広告、行動ターゲティング広告の禁止）。